### 共同プレスリリース

2018年6月8日・東京

ウナギの国際的資源保護・管理に係る第11回非公式協議に際し、

日本国水産庁、大韓民国海洋漁業省及びチャイニーズ・タイペイ漁業署(以下、「当事者」という。)は、

中華人民共和国、日本、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイはいずれもアジア太平洋経済協力(APEC)のエコノミーであることを想起し、

第7回協議において発出された 2014 年の共同声明が、東アジア地域での更なる協力に向けた足がかりとなっていることを認識し、

うなぎ種苗の養殖池への池入れ制限及び持続可能な養鰻同盟(ASEA)の設立を含む、うなぎ類の持続可能な利用に向けた 2014 年以降の全ての取組みを想起し、

第10回協議において、議長である大韓民国の主導の下、当事者はニホンウナギその他の 関連するうなぎ類の資源の保存及び管理について共通の見解に達したことを併せて想起し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第 17 回締約国会議 (CITES-COP17) の決定 17.186 から 17.189 に留意し、

CITES-COP18 へ向けて協力することの重要性についての見解を共有し、

当事者は APEC 海洋・漁業作業部会 (OFWG) の枠組みの下で協力する意図を有することに留意し、

以下の共通の見解について、再確認した。

- (1) 当事者は、ニホンウナギその他の関連するうなぎ類の資源の保存及び管理のための措置に関し、以下の点について協力を行ってきた。
  - -2017-2018 年漁期のシラスウナギの池入れ、養殖生産及び貿易の統計をレビューし、いずれの当事者もニホンウナギの養殖池への池入れ量は、2014 年の共同声明で設定した上限以下であったことを留意した。
  - うなぎ類に関する国際的な及び各当事者の状況を情報共有した。
  - -各当事者が2014年の共同声明以降にとってきた保存及び管理のための措置に関し、

以下のとおり情報を共有した。

#### 日本:

シラスウナギの採捕は、都府県による許可発給の対象であり、漁期も限定的である。特定の漁具を用いたうなぎ成魚の漁獲には、都府県による許可発給が必要である。漁具制限、捕獲の個別上限の設定、禁漁期といった様々な追加措置が、各都府県特有の状況を考慮し、シラスウナギとうなぎ成魚の両方の採捕に導入されている。2015年6月に、内水面漁業の振興に関する法律の下、うなぎ養殖に許可制が導入された。この法律の下、種苗の池入れ量が制限され、個々の養殖業者毎に配分される。2006年以降、河川が本来有する生息・育成・繁殖環境の保全と再生を意味し、河川管理の基本的な考え方となった「多自然川づくり」の考え方に基づき、良好な河川環境の創出及び保存を目的とした継続的な取組が行われている。

#### 大韓民国:

2017 年 7 月から、うなぎ資源の管理のため、期間禁漁及び漁獲物の大きさの制限が政府により導入される。うなぎ漁業は 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで禁止される。また、体長 15cm~45cm のうなぎの採捕が通年で禁止される。韓国はまた、うなぎ養殖業を、報告制から許可制へと変更するための立法手続を行っているところである。養殖産業振興法案は 2016 年 12 月 28 日に国会に提出され、現在国会での承認待ちである。

## チャイニーズ・タイペイ:

うなぎの生息地を保護するため、伝統的なシラスウナギの主要採捕地域である宜蘭県(ぎらんけん)では、クロコとうなぎ成魚の漁業を禁止した。これは、他地域の33の河川において、クロコとうなぎ成魚の漁獲が既に禁止されていることに追加されたものである。シラスウナギ漁業に関しては、伝統的な漁期は10月~4月であるが、11月~2月の間のみ許可される。シラスウナギ漁漁船に対する許可制度も導入されている。

輸出管理については、11月~3月の間のシラスウナギの輸出は禁止されている。

うなぎ養殖活動の管理に関しては、2014年11月以来、うなぎ養殖活動の管理を強化するための規制が改正され、公布されている。現在の規制に従い、漁業署は養殖業者が池入れするシラスウナギの量を毎年レビューし、発表するほか、各養殖業者は許可制度と個別の池入れ制限による監督と管理を受ける。ニホンウナギのシラスウナギ池入れ量上限は10トン、その他の関連するうなぎ類の上限も10トンと規定されている。

資源増殖のために、ニホンウナギ及びその他の関連するうなぎ類を天然水域に放流している。

- (2) 当事者は、以下の点について最大限の努力をすることを再確認した。
  - ーニホンウナギ及びその他関連するうなぎ類の保存及び管理措置をさらに強化し、また、 本件につき、より緊密に協力して取り組むこと
  - 天然水域から採捕し養殖池に入れるニホンウナギのシラスウナギ及び稚うなぎの池入れ量を、2018-2019 年池入れシーズンは 2013-2014 年池入れシーズンの80%までに制

### 限すること

- ーその他関連するうなぎ類の種苗の池入れ量を、2014 年の共同声明の水準から増やさないようにするための可能なあらゆる措置をとること
- うなぎの貿易の透明性を向上させるための取組みを継続すること
- -他の国際的な機関と緊密に協力すること
- あり得る法的拘束力のある枠組みの設立について検討すること
- -CITES-COP18 に向けてさらに協力すること
- 上記措置に沿って行われる民間団体の自主的な取組みを奨励すること

# 添付:

- -シラスウナギの漁獲・池入れ及びうなぎの各ステージの貿易についての統計
- ウナギの保存管理措置総括表